

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。前回は拓銀の問題について質問いたしましたけれども、今回は山一証券のところからまず入らせていただきたいと思えます。

昨日、衆参で予算委員会の集中審議がございました。その内容を十分つかまないうちに昨日質問内容を確定していたために、午前中あるいは先ほどまでの質疑なども踏まえて少し質問内容が変わるかもしれませんが、その点は御容赦願いたいというふうに思えます。

山一証券の飛ばし問題でございますが、昨日、予算委員会で三塚大蔵大臣は、山一証券の簿外債務を発見できなかったことは、大蔵省の検査の限度を超えると。これは正式に議事録を持っているわけではありませんので、正確にはどのように発言されたかわかりません。検査の限度を超えるとということはどうしようもないんだということで先ほど来金融検査部長の方からもいろいろとお話を聞いているわけですが、これでは実は困るのであります。

こういうものが二度と起きないように、そのために今回の罰則の規定などももちろんあるんだろうと思えますが、検査機能という面で、大蔵大臣は、検査機能自体ではもう限界だと、こういう理解なんでしょうか。それとも、もっとこの点は機能として強化をすれば大丈夫だ、あるいはこういう形ですればいいというような具体的な考え方を持っていられるのでしょうか。その点、まずお聞きしたいと思えます。

国務大臣（三塚博君） 昨日申し上げた趣旨は、検査部が抜き打ち的にやるわけでございます。提出される書類をベースに検査を行います。簿外債務は提出されておられないということを申し上げたわけでありまして。よって、今後の検査は、先ほど来担当部長に指示したと申し上げて答弁しておりましたとおり、検査の効率化、実効化ということに万全を期して、検査のポイントも今度の事件を教訓として追加いたしながら万全を期せと、こう申し上げておるところであります。

峰崎直樹君 この罰則の強化の中身について先にちょっと集中的にやっておきたいと思うんです。

諸外国との対比、先ほど牛嶋委員の指摘された資料を私も見ておるわけでありまして、アメリカなどの場合は、ここに記載されていませんが、こういう金融犯罪を起こしたらマーケットから永久に追放する、あるいは金融犯罪というのはしよせん割に合わぬものだと、これぐらいある意味では徹底した仕組みができ上がっているやに聞いているわけでありまして。

この点は、今回ある意味では十分に入っていないと思うのでありますが、そういった点についてもっと補強をしていく、あるいは強化をしていく、そういう考え方というものはどうやって考えられるのか、お聞きしたいと思えます。

政府委員（長野厩士君） 金融機関の中でも主として証券会社を念頭に置かれた御質問かと存じますから私からお答えさせていただきたいと存じます。

我が国におきましても、証券会社の法令違反事案に対しましては行政処分の規定がございます。最も重くは免許の剥奪でございますし、御承知のとおり、六カ月以下の営業停止という措置がございます。

どちらかといいますと、アメリカと日本とでその部分をとりますと、アメリカにおきましては、先ほど来御議論のあります行政罰的なもので、お金で取ろうという考え方が強い。日本の場合には、行政処分という形で業務を制約しようという考えの方が従来の法体系としては強いのかなという印象はございます。

なお、アメリカのSECなどがしばしば証券界から追放したというような発表をいたします。これに相当するものは私どもの世界では外務員登録の抹消という制度がございます。これにつきまして、我々はそれなりの対応をいたしております。しかしながら、そういった問題を起こした方の外務員登録の抹消というのはもう余り意味がないのではないかと日本では受け取られがちでございますから、野村証券の例えば前社長に対して外務員登録の抹消をいたしましたら、これはお笑いぐさであるという新聞報道がなされたことはございますけれども、そういった仕組みはシステムとしては日本は持っておるということを申し上げたいと存じます。

峰崎直樹君 犯罪の防止という意味では、こういう見方をしているのかどうなのか、この点、大臣でもあるいは当局でも構わないんですが、どうも日本の金融機関に対する考え方というのはやっぱり性善説だったんだねと。基本的にはそんなに悪いことしないよと。しかし、これだけ各種犯罪あるいはいろんなものが起きてくると、これはもう性悪説に立って徹底的にやはり厳しくやっていかなきゃいかぬと、こういうふうに変換をし、また法体系全体も、先ほど私申し上げましたように、こういう犯罪をしたらとても割に合わぬなと、こういうところになるまでやはり変えていくべきじゃないか、私はそういう考え方を持っているんですが、この点はどのようにお考えになっているんでしょうか。

政府委員（長野厩士君） 大変深甚な御質問でございますから一局長が御答弁申し上げるテーマかどうかわかりませんが、先ほど銀行局長と牛嶋先生とのやりとりの中にもあらわれてきておりましたけれども、金融機関が万全の経営をやるということを期待し信じながら行政をするという枠組みからだんだんとやはり行為に対する責任という考え方になってまいりました。

これらにつきまして、私は外国でもアメリカとイギリスとでかなり考え方が違うように思っております。アメリカは性悪説に立ちまして検査というものを徹底的にやる、銀行の場合でありますと常駐検査官という形で徹底的に調べるというやり方をとっておりますし、

イギリスの場合には今の言葉ではどちらかという性と善説に立脚するのでありましようか、検査ということはやらないと。検査部隊というのはイギリスは持っておりません。経営者に対するいわば会話での指導によって経営体制を整えさせていくという感じでございます。

しかし、例えば簿外を見つけたかという点に關しましては、アメリカのニューヨーク連銀も十年間に八回、大和銀行のケースでございますけれども、ニューヨーク連銀自身が検査責任を持っておったわけですが、井口から我が方への通報を知って初めて承知したということでありまして、イギリス側におきましても、これもまた日本勢でございますけれども、住商事件あるいはベアリングズ事件といった、けさほど来御指摘のある簿外というものにつきまして、やはりそういった行政の過程では把握できなかったという悩みは持っております。

それに対してどういう形でこれから検査体制を再構築していくかということはそれぞれの国が、今私どもは相互に連絡をとりながら検討いたしておりますけれども、そんな課題を抱えている状況でございます。

峰崎直樹君 もう一つは、私は金融問題をずっとやっておりますつくづく感ずるのは、この種の問題というのはおくれればおくれるほど非常に傷口が大きくなっていくような気がするんですね。しかも社会的な問題も大きいと。

実は、十二月九日付のエコノミストに、山一証券の社員だということで、きのう来たものですからそれを読んでいたら、大蔵大臣が十一月二十四日に記者会見された、巨額の簿外債務の存在をいつ知ったか、大臣は十一月十七日だとおっしゃった、これが本当かどうか 山一の問題に關して言えば、かなり前から雑誌やいろんなもので見ていましたから私たちが簿外債務というのは本当にどうかなんて疑心暗鬼といいますが、九一年に同じようなことをやっていたからどうなのかなと思っておったわけですが、山一証券の社員の方が、これは匿名でございますから何も書いてありませんが、要するにわかったその時点でなぜ山一証券株が売買停止にならなかったかと、こういう指摘をされているんです。

さらに、山一証券は廃業になるわけですが、大蔵大臣や、特に証券局長を名指して、山一証券が廃業になるのなら証券局長も大蔵省の責任者も、いずれもやはりきちんとそこで廃業するぐらいの責任をとらなきゃいけないんじゃないかと、こういう非常に厳しい指摘を、実は内部の人ですから相当感情も高ぶっているだろうと思いますが、こういう御指摘。

きっと今、金融機関関係で倒産をしている企業の中には、この問題がわかっていたならなぜもっとそれを早く処置してくれなかったのかと。そこのところは私は非常に重要な問題じゃないかと思うんですが、この点はどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思えます。

国務大臣（三塚博君） 事実関係を申し上げます。

そういう手紙は手紙としてお聞きをさせていただきました。

山一証券から十一月十七日、簿外債務の存在について口頭で報告を受けたと局長より直ちに連絡があったところであります。

同社に対しては、簿外債務の額の精査を指示いたしますとともに、早急に適切、必要な情報開示を行うよう求めたところであります。

政府委員（長野厩士君） ただいま大臣から御答弁がありましたように、簿外債務を自社の債務として認識したということであれば、その証券会社自身において投資家、一般取引関係者にディスクロージャーをする義務がございます。

しかし、それはきちんと正確な計数を把握した上でなされるべきことございまして、これは本来当局から、当事者の有価証券報告書の計数が確定しない状況で、ただ大きなロスが出たらしいということを漫然と市場に発表すべき筋合いのものではないと考えておりますし、前回もこの委員会で申し上げましたけれども、私の念頭にありまして、グローバルスタンダードということになりますけれども、ニューヨーク連銀が大和銀行の井口にかかわる簿外ロスを把握して、それから大和銀行自身をしてディスクロージャーさせるまでの間、八日間という日にちがあったという意味では、私どもの対応が決して遅かったと考えていないということを先日申し上げさせていただきましたけれども、繰り返させていただきます。

峰崎直樹君 その一週間という日にちが長かったのか短かったのか、この点いろいろ判断があるところだと思うんです。

ちょっと今度は観点を変えて、日銀総裁、きょう大変お忙しいところおいでになっただけにいたるんですが、前回は副総裁に来ていただきまして、日銀特融の四条件と申しますか、特融というのは必ずこれは返却してもらわなきゃいけないんだということを条件にされていたわけでありまして、この山一のいわゆる簿外債務ほか、これは果たして特融の四条件をカバーしているのかどうか。とりわけ寄託証券補償基金と言われているもの、やがてはこれでカバーしてくださるだろうという、恐らくそこら辺の約束事があったのかどうなのか。

日銀として特融に踏み切ったときに、これは大丈夫だと国民に向かって、当然これは最終的には日銀特融は返してもらわなければ大変国民に負担がかかってくるわけでありまして、そのあたりはどのように考え、判断をされたのか。大蔵省との話し合いなど、わかる範囲でよろしいんですが、明らかにできますでしょうか。

参考人（松下康雄君） 私どもの行います特融につきましては、ただいま御指摘のように、特融を認めます四つの条件を私どもつくっておりますけれども、その中に中央銀行の財務の健全性を損なわないという項目を入れております。このことは、特融が返済をされ

るということを確認していきながら特融の実行をするということでございますが、山一証券に関して特融を認めました際の判断の中でこの点につきまして申し上げますと、山一証券は現状におきまして会社自体の報告によりまして基本的に資産超過の状態でございますので、今後同社が廃業、解散に向けて資産処分を進めてまいります中で、その資産の処分によりまして返済財源が確保されるというのが私どもの判断いたしました特融の回収の筋でございます。

ただ、長期間を要する廃業、解散の手続きでございますから、仮に万が一、そういう手続を行いました結果、山一自体が債務超過の状態に陥っているというような場合には、これは資産を処分をいたしましても返済財源の確保ができないということに相なりますが、この点におきましては、私どもが特融を含めまして山一証券の対応につきまして政府といる協議をしておりました中で、政府において本件の最終処理も含めまして財源確保のためにいろいろの方策を検討しているということを承知しているところでございます。そういった選択肢の一つとして例えば寄託証券補償基金の財務基盤の充実や、また機能の強化等を図るということも検討をいたしておるというように理解をいたしております。

私どもは、そういう具体的な内容も含めまして、さらに幅広くこの特融の回収が確保されるように政府においても真剣に検討をしているという情勢の中でございますので、そういった中で特融の返済財源も確保されるということを強く期待をいたしまして特融に踏み切ったわけでございます。

峰崎直樹君 大蔵省にお聞きするんですが、今、日銀総裁がおっしゃったように、強く期待すると、こうおっしゃっているんですが、その点については今さまざまな方法があると、寄託証券補償基金もその一つだろうけれども、どのようなことを日銀と大蔵省との間でこの点については確約をなさったんでしょうか。

政府委員（長野厩士君） 何よりも大切なことは、現在債務超過でない山一証券の財産の散逸を防ぐことでございます。価値のある土地建物を低価格で譲渡してしまつて会社の財産が減少するということを防ぐ必要がございますので、この点につきましては、会社の中に顧問団みたいなものを置きまして、会社の財産の逸失になりそうな取引につきましてはチェックをする。これは本来法的整理でございましたら破産管財人とか保全管理人がやるべき仕事でございますけれども、任意清算でございます。任意清算でございますが日銀の融資がついておるということで資産の散逸を防止するという仕組みを入れさせていただいております。

しかし、ただいま総裁がお答えになりましたように、これから期間のかかる中で会社の資産、負債のバランスがどうなっていくかという点につきましては不確定要素は当然残っておりますので、大蔵大臣の談話として十一月二十四日に、寄託証券補償基金の発動は現在予定されていないが、本件の最終処理も含め証券会社の破綻処理のあり方に関しては、

寄託証券補償基金制度の法制化、同基金の財務基盤の充実、機能の強化等を図り、十分の処理体制を整備すべく、適切に対処いたしたいという談話を発表いただき、この談話を前提として先ほどの総裁のような御判断をちょうだいしたということでございます。

峰崎直樹君 証券局長、特融をやった破綻した金融機関ですね、山一証券もそうでしょう、拓銀もそうでしょう。今ちょっとお話しになったのは、顧問団を組織したとおっしゃいましたか。つまり、会社のいわゆる財産が散逸しないようにという、そういう顧問団とおっしゃいましたか、ちょっと正確に聞こえなかったんですが。

ちょっとついでに質問させていただきたいんですが、拓銀のときも山一のときもそうなんですが、こうやって特融もやりますよという大変な融資をしたときには不良債権、それから健全債権、きちんと財産が担保され、しかもそれで優良になり得る債権までがばっさり切られて大変な被害に遭わないように、そここのところの管理する仕組みというのがどうもやはり一歩足りないんじゃないかと。

つまり、拓銀なら拓銀の新しい役員の人たちが中心になって進めているとか、あるいは山一の場合、今ちょっとおっしゃった顧問団とかいったような、そういった点を法的にきちんと、例えばアメリカで言うRTCですか、日本版整理信託公社のようなものにして、そしてそこがちゃんとその中に入り込んでいって、その破綻した金融機関の不良債権、優良債権の仕分けそのほかを管財人機能を持ったものがきちっとやるべきじゃないかというような考え方を持っているんですが、そここのところはどのように考えておられますか。

政府委員（長野厩士君） 会社資産の散逸を防止するという目的を唯一といたしましたら、本件は破産法で処理すべき案件だと考えます。しかし、破産法を適用しますと保全処分が全部にかかりますので内外の取引者、顧客に対する支払いは全部とまりますから、あの時点でそれを行った場合には、昨日、予算委員会の集中審議のときに斎藤文夫先生が悪夢とおっしゃいましたけれども、それが現実化したであろうと思います。

したがって、内外の取引関係者には取引の結了を進めていただいて結構である、そして顧客は顧客資産の引き出しをしていただいて結構であるという枠組みの中で本件の処理をいたすことにいたしました。そういたしますと、会社が持っております例えば不動産でありますとか有価証券でありますとかいうものを今度は会社資産の処分としてどこか第三者に転売されるときに、それが公正な価格であるのかどうかということをチェックしておかないと今心配されております債務超過に向かって動く可能性があるということで、営業休止の報告を受けましたのに対しまして私どもは証券法五十四条二項に基づきまして命令を発しまして業務の方法に関する制限の命令を発しました。

その命令の中で、正確な名前は顧問委員会でございますけれども、顧問委員会を社内に設置して、委員会と協議の上業務を行うことという指示にいたしまして、事細かに、これは新聞発表もいたしておりますけれども、例えば土地の売却をするような場合にはこの顧

問委員会の了承のもとに、それは一件一件の了承になりますのか包括的な了承になりますかはやりようがございますけれども、そういった形でそういった資産の散逸を防止する措置を証取法に基づく命令としてとらせていただいたと、こういうことでございます。

政府委員（山口公生君） 拓銀の処理に関して御報告を申し上げます。

拓銀の破綻に際しましては、日本銀行からの特別融資を受けられることになりましたので、窓口はあけたまま営業ができるようになっております。それはなぜかといいますと、北洋銀行が受け皿銀行になっていただいたからでございます。したがって、今、預金者が預金もできますし、引きおろしもできます。貸付先に貸し出しもできます。すべて今までどおりできます。

しかし、一点だけ守っていただきたいことがあるということで業務改善命令を出しております。それは、これ以上資産の劣化をさせないでくださいと。つまり、最終的には預金保険機構が面倒を見ますから、いたずらにどんどんその不良債権を劣化させていきますとますますこの費用が膨らみますからこれはやらないでくださいという命令は出してあります。

したがって、部内では業務監査委員会という会をつくり、弁護士、公認会計士といった第三者を加えたメンバーで融資すべき案件について、健全な先には融資していいですよ、取りっぱぐれになりそうなところはだめですよというようなことを審査しておりますが、正常な取引先である限りにおいては資産は劣化しない形で継続させることができいております。これはひとえに北洋銀行が受け皿になってくれたからでありますし、日本銀行が二十五条を発動してくれたからであります。

そういう状況になっております。

峰崎直樹君 そこなんですよ。この間もちょっと質問しましたけれども、いい資産と悪い資産、その間のグレーゾーンのところが一番問題になってきて 今 地元でも恐らく苦労しているんだろうと思うんです。時間もありませんのでこれ以上この点については触れません。

日銀総裁にちょっとまた、

今、金利が〇・五％になっております。史上最低がずっと、あれは二年前の九月八日でしたか、ですから何と二年以上にわたってこの〇・五％という水準が続いているわけです。非常に金利を安くしているということは、もちろんよく言われるように、銀行の不良債権を処理するのに業務純益を高めるんだというような言われ方をしております。私もそういう面があるだろうと思うんですが、今、地元の中小企業あたりへ行くと、きょうもある新聞に載ってございましたけれども、北海道とか東北とかそういう地域においては貸し渋り、あるいはもう貸さない、もう返してくれというような、そんなようなことが大変起きてきているわけですね。

そういうのを見て、これは決して日銀だけにこの責任を言っているわけじゃないんですが、日銀が〇・五％に低くして、なおかつ、要するにコール市場でいえば翌日物のようなものはもう公定歩合よりも低いところで抑えて、どうぞお借りください、どんどん買ってくださいとおっしゃっているんですが、実際には末端へ行くとほとんどこれが借りられていない、あるいは貸してくれないというところに行っているんですね。

この点、どのようにお考えになって、つまり日銀の今の金利政策に対する考え方といたしますか、その考え方と現実との乖離についてどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

参考人（松下康雄君） 私ども、公定歩合を〇・五％に引き下げをいたしましたのは二年余り前のことでございますけれども、そのときのねらいは、当時経済の景況が悪うございまして物価が下向きの状況でございまして、物価がこの後過度に下落をしまいりますと非常に経済に悪影響を及ぼしますので、そういったことを防止したい、そして企業や家計の自信を回復させて経済を自律的な回復軌道に戻していきたいということでございました。

こういった金融緩和によりまして、設備投資とかあるいは住宅購入を行う際の資金調達のコストも安くなりました。また、企業の収益を下支えするというようないろいろの経路を経まして経済活動の回復に貢献してまいったところはございますけれども、我が国の経済の現状を見ますというと、依然、企業の不良債権から生じますいわゆるバランスシート調整をなお行わなければならないという問題や、またこのところ続いております産業構造を再編していかなければならないというその構造的な圧力といったようなおもしろがかかっておりまして、今日もなお自律的な回復軌道への移行を行うところまでは確認ができていない状況でございます。

また、景気の現状を見ましても、このところ企業の状況は減速の傾向を強めておりまして、企業の景況感もなお慎重なものとなっております。

こういう状況でございますので、やはり私どもとしましては経済全体の足取りをもっと確かなものにしていくことが大事であると考えまして、当面の金融政策の運営に当たりましては、これまでと同様に引き続き金融の緩和基調を維持しながら情勢の展開を注意深く見守ってまいりたいと思っておりますのでございますけれども、この間におきましてただいまのお尋ねにございました金融機関の貸し出しの伸びがこのところずっと低調であるということもこれは事実でございます。

金融機関の現状についてでございますけれども、確かに金融機関内部ではこのところ、経営の健全性あるいは効率性を高めるという観点から、また従来のパブルの反省から、貸し出しに関しますリスク管理の強化あるいは収益性の重視というところを打ち出す先がふえております。金融機関がこういう努力をいたしておりますことは、我が国の金融システム全体を強化していくためには避けて通れない過程でございますけれども、これを企業の

側から見ますというと、どうも金融機関の貸し出し態度が変わったのではないか、あるいは急に厳しくなったといった受けとめ方をする先も出てくるという場合があるのではないかと思います。

実際には、これまでのところ金融機関の貸し出しの伸び悩みの基本的な原因は企業側の資金需要が全体として盛り上がりを欠いているということが原因であるという面が大きいと思いますけれども、私どもとしては、金融機関側の姿勢が行き過ぎまして、健全な経営を行っている企業でも借入れが難しくなるとか、あるいは貸し出しが非常に絞られまして、このため金利が全般的に上昇するといったようなことがないかどうか、ここはそういう観点から融資状況について今後とも丹念に見てまいる考えでございます。

峰崎直樹君 今おっしゃられた中で資金需要というものが余りないんだというような雰囲気をちょっとおっしゃったんですが、私はそうではないんじゃないかなというふうに思っているんです。先ほど牛嶋先生もちょっとおっしゃっていたんですが、金が足りない時代から金が余るようになってきた。ただし、金が余って独自に資金調達できるのは大企業だ、社債だとかコマーシャルペーパーとかそういうことを通じてできると。中小企業はともそういう力を持っていないからどうしても間接金融に頼らざるを得ないと。その中小企業への貸し出しが、いわゆるB I S規制だとか来年の早期是正措置を踏まえて、非常に金利が安いにもかかわらず、相手の担保を見てなかなか容易に貸してくれないということころに来ているのではないんだろうかと思うんです。

ですから、このところを私は大変重要なポイントだと思って前の十一月十日に、いわゆる財政構造改革のときにあえて申し上げたんですが、不健全なものを直せと言っているんじゃないんです。健全な金融機関でも非常に今貸し渋りというものが起き始めてきているのではないか。とすれば、これは恐らく自己資本比率がかなり劣化してきているんじゃないか、この間。これは破綻した金融機関じゃないですよ。いい金融機関でありながら、徐々に徐々に株の益出しもしなきゃいけない、あるいは預金保険機構に七倍の〇・〇八四%も出さなきゃいけない。あるいは生命保険会社になると、劣後ローンを買ったけれどもこれが紙くずになっちゃった、こういうことになってきて徐々に徐々に自己資本が下がってくる。その十二・五倍までしか貸せない、株価の下落も加わっていると。そういう中でこれから年末を迎えようとするとき、このいわゆる健全な金融機関で非常に資産が劣化をしてきているところを直さない限り、この貸し渋りといったようなものは直らないんじゃないですかということを実は私は言いたいんです。今、日銀としては最低限の〇・五%をさらに下げるとなかなか言えないんですよ。

こういう金融機関の現状、貸し渋りになっている現状の背景にそういうものがあるとなれば、それに対する対応というのは私はやはり今とられるべきではないかなというふうに思うんです。その点、大蔵省としてはどのように考えておられますか。

政府委員（山口公生君） 貸し渋りの問題は、今総裁が申されたようないろんな側面があると思います。一律にこうだと決めつけるわけにはいきませんが、資金需要がもともと低迷な中でも起こり得る話であるということは私ども認めざるを得ないと思います。それは、B I S基準あるいは国内の基準を達成するという一つの要請がある中で、一方で例えば格付機関は不良債権の処理をどの程度やったかということを変に最近では評価するようになりました。表面的な自己資本比率よりは不良債権の償却あるいは引き当てをどれくらいやったかということの問題にするとしますと、自分の蓄えあるいは含み益、そういったものを使って引き当てをする、あるいは償却をするということをお願いしてやる。よく新聞に出ております、どこどこ銀行がどれくらいやったと。これは本当は時間をかけてやろうと思っていた銀行もあるかもしれません。しかし、それがやはり格付と
というようなマーケットの評価を気にしますと、どうしてもできるだけそういったことをやろうとする。しかも、株価があいにく低落しました。そうすると、余計にそこは安全を見なさいいけないということで自己資本比率を償却しながらなおかつ八%や四%を維持するということを考え出すわけです。

そうした場合に、資産の中でリスクウェートの高いもの、国債なんかリスクウェートはゼロですからこれは幾らふやしてもいいんですが、リスクウェートの高い例えば貸し出し等について慎重になるというのは一つの流れとしてはあり得るかなと思います。ただ、それが極端になっていく場合は、それは大変な問題でありますし、銀行ビヘービアそのものの問題になると思いますけれども、資産の減らし方も例えばローン・パティシペーションとかいう形でのリスクのシェアの方法もあります。いろんなやり方があると思います。しかし、そういった現象が仮に起きているとすれば、それはやはり何らかの対応が必要であろうということで、せんだっての経済対策の中でも、こういうときこそ政府系の金融機関、中小公庫、国民公庫、商中あるいは保証協会等ができるだけのバックアップをしましょうということで枠を相当広げた思い切った備えをしております。

もちろん、金融機関がとてもこれはリスクが大きくて貸せないというところを政府系が貸しなさいとは言えません。これは政府系だって不良債権をわかった上で抱え込むわけにはいきません。しかし、健全なところがそういう事情でどうしても困るということであれば、それは政府系がきちんと対応するというふうに今いたしておるわけでございます。それで対応していくことを期待しているわけでございます。

峰崎直樹君 アメリカの金融破綻をずっと追っかけて、SアンドLの破綻以降ずっと見ていると、どうも日本の場合とよく似ているなと思うんですが、ぐずぐず出して失敗をする、先送りで失敗をして、ある意味でR T Cをつくってやり始めるんです。あと、アメリカの場合は、不良債権の流動化という第二段階に入ったときに、直接金融というんですか、ジャンクボンドとかそういうのが随分あったんですが、日本ではそれが存在していません。そうすると、日本ではその不良債権の流動化問題、さっきの中坊さんも随分苦慮され

ているんですが、流動化を進めるといのがなかなかうまく進んでいない。

ここを進めるのももちろん重要なポイントなんだと思うんですが、もう一つは、私の方でお話ししたのは、実はそういう劣化した資本のところをある程度優先株という、そういうものを公的な形で支援をしていくという仕組みを、きょうの新聞に載っておりましたけれども、自民党がそんなことを何か考えて三点まとめられているようですね。預金保険機構の財源強化とか自己資本比率の増強策の検討、不良債権回収のための体制整備。これはまだ決まったものかどうかわからないんですが、私はその中身は臨時国会が終わってから大蔵省と自民党あるいは与党の間で決められるんじゃないかと、この公開の国会の中でこれは議論されてしかるべきではないかなと。きのうの予算委員会の質問でも、公的支援という言葉と公的資金という言葉と違うんだということで随分総理も苦労されてお話しされていましたが、このいわゆるR T C型と、それから優先株を出していったR F C型というふうに申し上げていいんでしょうか、要するにそういうものを今入れるべき時期なのかどうなのかということについてやはり十分国会の中で議論をして決めていただくように私はするべきじゃないかと思いますが、ここは大蔵大臣、政府の、また自民党の中の実力者としてぜひその点を明確に出していただければと思うんです。

国務大臣（三塚博君） そのことは衆参大蔵委員会初め予算委員会、特別委員会等においてその都度御質疑を受ける前に申し上げてきたつもりであります。国民の論議の高まりの中で、国会論議の高まりの中で、また政府・与党という議会制民主主義の枠組みの中です。そこで協議を続けていただく。しかし、それを待つばかりではなく、私から、一連の今日の取りつけ、いわゆる破産、それからその他の金融機関の事態が起きたことにかんがみ、大蔵事務当局としてもあらゆる選択肢を点検し、検討し、何ができるか、またやらなければならぬかということで至急検討に入ると、先週の頭でございましたがそのことを指示いたしておるところであります。

党本部を中心に宮澤元首相を本部長として論議が行われておること、またその他の専門セクションにおいて研究が行われておること、そのことが新聞報道で出ておるわけです。与党は内閣を支える責任からそれを行うことは当然のことだと思います。また、連帯を組んでおります社民にしる、さきがけにしる、これにまたアプローチをし、協議が行われていきますことも政党政治の原点から当然のことで、責任を果たしておることだなど。また、院内政党としての各党におかれましてもこの議論が行われることを私どもは重大な関心で見詰めておるわけでありまして、ここ数日来、各党の代表質疑の中で本件についての議論、賛成、反対を明示しながら、余り賛成が野党の方にはございませんけれども、私は反対の立場という前提で言われることなどを重大な関心を持ってしっかりと受けとめながら、何がやれるのか、国民世論の最終の動向を見きわめて決定をしていかなければならぬ時期に来ていることだけは間違いございません。

峰崎直樹君 公的資金導入のありようの問題について余り明確なお話がなかったので非常に残念なのですが、ぜひこの点だけは私要望しておきたいと思うんです。ディスクロージの問題はまた後で申し上げますが、公的資金を破綻処理に導入する場合には、その破綻処理方法が一番コストが安い、このことを納税者である国民にやっぱりわかってもらう必要があると思うんですね。そこは大蔵省、非常にすぐれた人材がたくさんおられるわけにありますから、こういういろんな方法がある中でこれが一番破綻処理が安いぞ、コスト的にタックスペイヤーから見たら一番この点が安くつくんだと、この点をぜひ最大の原則に踏まえながら検討をお願いしておきたいなというふうに思うわけです。

それで、今度はディスクロージの話にちょっと移っていきたいんです。

大蔵大臣、昨日、ディスクロージの問題で発言をなさっておられますね。年末に各金融機関の不良債権額を公表するように指示する、こういうお話なんです。これは新聞の記事ですから確認をしたいと思うんですが、問題は、不良債権額というのは、従来基準の例の破綻先あるいは金利減免というような、従来の方法による不良の開示なのか。私は、これでは余り意味がないんだと。前回、私はアメリカのSECの基準はもっと厳しいねと、これならこの基準でおまえさん方一回開示してみると、こういう形で考えて、昨日指示をおろすとおっしゃっていましたが、そういう考え方なのかどうなのかということなんですが、その点はいかがなんでしょうか。

国務大臣（三塚博君） これは従前、三月と九月、我が国は半年ごとに発表いたしております。合衆国は三カ月ごと。このルールに従って集計をして出す、こういうことでございます。

政府委員（山口公生君） 今、アメリカは三カ月というふうに大臣が申されましたけれども、基準が六カ月、三カ月の問題だということでございますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

大臣が申されたのは、今九月時点での集計中でございまして、それは年末までに急ぎ出す、こういう御趣旨を申されたわけでございます。それはなぜかといいますと、公表不良債権、確かに先生はそれで不十分だという感じをお持ちだと思いますけれども、ずっとその基準でやってきております。それで、その傾向を見ております。その傾向を見るということはある意味では大変大事なことであります。それが十分か十分でないかという議論は私も十分に承知しております。しかし、一

つの基準を設け、それで全銀協で統一基準をやって、それでずっと経年で見ている、しかも引き当て額もずっと見えています。そうすると、観念的に言うと要処理という、担保の評価もありますけれども、そういった概念で趨勢を見ているわけでございます。その趨勢を見るということはある意味では非常に大事で、ふえるかもしれませぬ、減るかもしれませぬ。それは十二月に急いで集計をしなさいというふうに言われておりますので、今鋭意や

っておるということでございます。

その話と今の基準が十分かどうかという話はまた別でございます。大臣はそれについてもある程度の前向きの姿勢でディスクロージャーをやらなきゃいけないという趣旨を申されているわけでございます。

峰崎直樹君 ある程度前向きのというのは、要するにSEC基準より厳しい開示基準ですよということなんですね。そこが一番聞きたいんですよ。

政府委員（山口公生君） 実は、従来の基準も結構これはいろんな議論を踏まえてつくったものでございますが、この基準ですら来年の三月期で信金、信組まで全部そろうわけです。それで、ではその時点でまた新しい基準で、例えば先生は今アメリカのSEC基準だと申されましたが、これは世界一厳しいのですけれども、それでやれるかどうかというのはまたそれは議論しなきゃいけない問題ではありますけれども、ディスクロージャーの問題が非常に大切だという意識は大臣強くお持ちでございますし、我々には検討の指示がおりているというふうに心得ております。

峰崎直樹君 今なぜ私がこういうふうに言うかということ、倒産、破綻をしてみると、どうも今まで言っておったやつは何倍だ、あるいは時には二十五倍だったこともございましたね、そういうものを見てこれは本当の意味でディスクローズされていないのじゃないかということ、私が言うんじゃないんです、これは国民も見ているだろうし、恐らく世界各国の金融当局者等が日本のディスクロージャーはディスクロージャーになっていないのじゃないかというふうに見ているのじゃないかと思うんです。これは私もアメリカの議会の報告書を読んだことがございますから、そこに早くメスを入れてきちっと一番厳しい基準を、世界の最も債権国として、経済的には大きな国として私はそれは義務だろうと思うんです。そここのところはぜひお願いしておきたいと思うんです。

そこで、建設省にちょっと聞きたいんです。

今、金融機関の問題を話していますが、その根っここのところはやっぱり土地、不動産、そういったところなんですね。建設業、ゼネコンの問題がよく議論になるんですが、今ゼネコンと言われているものが不良債権を一体どれだけ持っているのか、そしてこの間、東海興業あるいは大都工業だとかいろいろ倒産をしたけれども、倒産をしてみると不良債権が言っておった金額よりもまた大きくオーバーしているんです。そういう点は建設省はちゃんとつかんでいるんでしょうか、お聞きします。

説明員（中山啓一君） 建設省としてゼネコン業界が抱える不良債権をどのように把握しているかということでございますが、建設省の外郭団体であります財団法人建設経済研究所が本年七月に有価証券報告書をもとに取りまとめた調査報告書がございます。

これによれば、一部上場建設会社大手五十六社でございますが、これの平成八年度の財務状況といたしまして、一年以上支払いが滞っている工事代金、完成工事未収金でございますけれども、これが約一兆四百億円でございます。それから、関係会社への出融資、これはすべて不良化しているわけではございませんが、約一兆六千八百億円。それから、債務の有利子負債、保証債務でございますけれども、これもすべてが不良化しているわけではございませんが、有利子負債が約九兆五百億円、それから保証債務が約二兆九千二百億円というふうな結果が出ております。

それから、例えば倒産した東海興業の不良債権の額などにつきまして、倒産前に公表されていた数字と実際の数字で違っていたというふうなことについてでございますけれども、建設省は建設業法という法律に基づきましていろいろ建設業者の監督をしておりますけれども、建設業法では毎年決算が終わった後四カ月以内に貸借対照表などの財務諸表を許可行政庁、建設省などへ提出していただくこととなっております。例えば東海興業は、平成八年十月期における決算でございますが、これに関する財務諸表は平成九年二月二十二日に建設省に出して受理いたしております。

ところが、七月四日でございますか、更生法の申請をいたしたわけでございますが、その際にはいわゆる修正貸借対照表と言われるものを会社の方が裁判所に出しているわけでございますけれども、これは建設業法上は我々に届け出が義務づけられているものではございません。しかしながら、会社が公表した資料や報道により建設省としてはその内容を知ったと、把握したということでございます。

峰崎直樹君 要するに、大蔵省の言っていることもなかなかあれで、建設省も建設業界のまたどうも実態を十分つかんでいるようじゃないと。だれが一体責任を持ってその不良債権の実態をつかむのかという、ここがどうもある意味では非常に欠けているんじゃないかというふうに思います。

もう時間がありません。最後に労働省と大蔵省にお聞きします。

いわゆる破綻した場合に、当然のことながら雇用問題がある。新聞紙上では受け入れてもいいとか、いろんな形が出てきていますが、大蔵省及び労働省としてはこれをどういうふうにとらえ、そして大蔵省としてはこの雇用問題、例えば来年就職が決まっていたところがあるはずですよ、拓銀にせよ山一証券にしても、こういったところに対する対応はどういうふうになさっておられるのか、あるいは今後どうしようとされているのか、そのことを聞いて私の質問を終わりたいと思います。